

必要となる改修	
(7) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
(8) 施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要は、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
(9) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

(注) 一定年数は、おおむね10年とする。

b 「耐震化」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
耐震化	地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の耐震補強のために必要な補強改修工事

ウ 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業  
 災害レッドゾーン（都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ）に所在する老朽化等した広域型（定員30人以上）介護施設等の移転改築を行う事業を対象とする。

(ア) 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室

(イ) 介護老人保健施設

(ウ) 介護医療院

(エ) 養護老人ホーム

(オ) ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。なお、移転に伴い、軽費老人ホームA型・B型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。）

(カ) 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。）

エ 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業  
災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型（定員30人以上）介護施設等の改築を行う事業を対象とする。

(ア) 災害イエローゾーン

災害イエローゾーンとは、次のいずれかに該当する区域とする。

a 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号) 第 7 条第 1 項の土砂災害警戒区域

b 浸水想定区域等

浸水想定区域等に該当する区域は、次の区域とする。

(a) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号) 第 14 条第 1 項又は第 2 項の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 第 1 項又は第 2 項の雨水出水浸水想定区域、同法第 14 条の 3 第 1 項の高潮浸水想定区域

(b) 津波防災地域づくりに関する法律(平成 23 年法律第 123 号) 第 10 条第 3 項第 2 号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第 53 条第 1 項の津波災害警戒区域

(c) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 31 号)による改正前の特定都市河川浸水被害対策法(平成 15 年法律第 77 号) 第 32 条第 1 項の都市洪水想定区域、同法第 32 条第 2 項の都市浸水想定区域

(イ) 対象施設

広域型介護施設等とは、次のいずれかに該当する施設とする。

a 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室

b 介護老人保健施設

c 介護医療院

d 養護老人ホーム

e ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。なお、改築に伴い、軽費老人ホーム A 型・B 型・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの)から施設類型をケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)に変更する場合も対象とする。)

f 介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。)

(ウ) 対象事業

災害イエローゾーンに所在する次のいずれかに該当する広域型介護施設等の改築を行う事業を対象とする。

a 対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地に土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等の指定がなく、本事業への申請時点において、対象施設の当該事業用地が、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等で浸水した場合に想定される水深(以下「浸水深」という。なお、津波災害警戒区域の場合は、津波防災地域づくりに関する法律第 53 条第 2 項に規定される基準水位をいう。)が 1 メートル以上に指定されている場合

b 浸水想定区域等に所在する対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地の浸水深が 1 メートル未満であって、本事業への申請時点において、浸水深が 1 メートル以上となっている場合

## (エ) 整備内容

原則、災害イエローゾーンから災害イエローゾーン外への移転改築事業を対象とする。ただし、次の全てに該当する場合には、災害イエローゾーンにおける現地改築（対象施設の当該事業用地での改築をいう。一部改築を含む。以下同じ。）事業についても対象とすることができる。

a 災害イエローゾーン外での新たな事業用地の取得が困難であること、又は、移転により、対象施設に勤務する職員の確保が困難となるおそれが高いこと。

b 対象施設の移転により、当該施設が所在する区域において都道府県の介護保険事業支援計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。

c 対象施設又は対象施設が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。

d 現地改築に合わせ、当該施設が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、非常災害対策計画、避難確保計画等の改定が行われる計画となっていること。

e 当該施設について、過去に本事業を活用した現地改築を実施していないこと。

## (2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

### ア 介護施設等の施設開設準備経費支援事業

介護施設等の施設開設準備経費等支援事業とは、介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備を支援するため、次に定める施設等を設置する民間事業者に対し、

- ・ 施設等の開設時（改築による再開設時を含む。）や既存施設の増床
- ・ また、介護療養型医療施設等から介護医療院や介護老人保健施設等への転換（改修等を伴わずに転換する場合を含む。）
- ・ さらに、訪問看護ステーションの大規模化（緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと等）やサテライト型事業所の設置

の際に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇い上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等）について県が補助する事業及び県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業、並びに県が設置する施設等の開設準備に要する経費に基金を財源の全部又は一部として充てる事業及び市町村が設置した特別養護老人ホーム等の施設等の開設準備に要する経費に県が補助する事業をいう。

なお、以下の条件を全て満たす場合に限り、「開設時」の定義に、「災害復旧時（再開設時）」も含まれることとする。この場合、新規開設時に開設準備経費支援事業の補助を受けている施設等であっても、災害復旧時にあたっては当該事業を再度活用できることとする。

- ・ 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害指定されている災害により被災した施設等であること。

別表1 地域密着型サービス等整備等助成事業

1 区分	2 単価	3 単位	4 対象経費
地域密着型サービス施設等の整備			地域密着型サービス施設等の整備
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,880 千円	整備床数	(施設と一体で整備されるものであって
小規模介護老人保健施設	61,000 千円	施設数	知事が必要と認め
小規模介護医療院	61,000 千円	施設数	た整備を含む。)に
小規模養護老人ホーム	2,600 千円	整備床数	必要な工事費又は
小規模ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	4,880 千円	整備床数	工事請負費。
都市型軽費老人ホーム	1,950 千円	整備床数	ただし、別の補助
認知症高齢者グループホーム	36,600 千円	施設数	金等において別途
小規模多機能型居宅介護事業所	36,600 千円	施設数	補助対象とする費
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	9,710 千円	施設数	用を除き、工事費
看護小規模多機能型居宅介護事業所	36,600 千円	施設数	又は工事請負費と
認知症対応型デイサービスセンター	13,000 千円	施設数	同等と認められる
介護予防拠点	9,710 千円	施設数	委託費及び分担金
地域包括支援センター	1,300 千円	施設数	及び適当と認めら
生活支援ハウス	38,900 千円	施設数	れる購入費等を含
緊急ショートステイ	1,300 千円	整備床数	む。
施設内保育施設	13,000 千円	施設数	
小規模介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	4,880 千円	整備床数	
介護施設等の合築等			
第3条(1)アの事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる	
空き家を活用した整備(既存建物等の改修を含む)			
認知症高齢者グループホーム	上記2欄中の単価を9,710千円とする。	施設数	
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
認知症対応型デイサービスセンター			

介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備		
特別養護老人ホーム	1,230千円	定員数
介護老人保健施設		
介護医療院		
養護老人ホーム		
軽費老人ホーム		
災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備		
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,880千円	整備床数 ※移転後床数 ただし、増員分は対象外。
介護老人保健施設	61,000千円	施設数
介護医療院	61,000千円	施設数
養護老人ホーム	2,600千円	整備床数 ※移転後床数 ただし、増員分は対象外。
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,880千円	整備床数 ※移転後床数 ただし、増員分は対象外。
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,880千円	整備床数 ※移転後床数 ただし、増員分は対象外。
災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備		
<u>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</u>	<u>4,880千円</u>	<u>整備床数</u> <u>※移転後床数</u> <u>ただし、増員分は対象外。</u>
<u>介護老人保健施設</u>	<u>61,000千円</u>	<u>施設数</u>
<u>介護医療院</u>	<u>61,000千円</u>	<u>施設数</u>
<u>養護老人ホーム</u>	<u>2,600千円</u>	<u>整備床数</u> <u>※移転後床数</u> <u>ただし、増員分は対象外。</u>
<u>ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</u>	<u>4,880千円</u>	<u>整備床数</u> <u>※移転後床数</u>

			<u>ただし、増員分は対象外。</u>
	<u>介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</u>	4,880 千円	<u>整備床数</u> <u>※ 移転後床数</u> <u>ただし、増員分は対象外。</u>

注) 施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、補助単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。